

## 施設における定期的検査（東京都集中的検査）へのご参加について

東京都は、感染者を早期に発見し、感染拡大・集団感染を防止するため、高齢者施設や障害者施設、保育所や小学校等の職員を対象に、集中的・定期的な検査を実施しています。

つきましては、貴施設におかれましても、施設での感染拡大防止の取組に加えて、職員の方に対する集中的・定期的検査に積極的にご参加くださいますようお願いいたします。

ご参加に当たりましては、下記によりお申込みください。

### 記

#### 1 対象施設

- (1) 高齢者施設（通所介護、通所リハビリテーション、訪問介護、訪問看護ステーションなど）
- (2) 障害者施設（居宅介護、自立訓練、放課後等デイサービスなど）
- (3) 保育所等（認可・認証保育園、ベビーシッター利用支援事業、幼稚園、小学校、特別支援学校など）

#### 2 検査対象者

「1 対象施設」の職員

#### 3 配布する検査キット

体外診断用医薬品として承認を受けた抗原定性検査キット  
(検査キットの種類は指定できません。)

#### 4 申込期間

令和4年4月7日（木曜日）9時 から令和4年6月30日（木曜日）18時まで

#### 5 検査頻度 週2～3回程度

#### 6 申込方法等

- 専用Webフォームからお申し込みください。ログインには、IDとパスワードが必要です。
- 初回ログイン時（参加登録時）には、東京都の所管部局から事前にお知らせする、IDとパスワードが必要です。「別紙1」をご確認ください。

- 2回目以降のログインは、参加登録時に設定したメールアドレスとパスワードをご使用ください。

専用 Web フォーム

URL : <https://infection-test.jp/>



- 検査キットは必ず申込をした施設等において、受検予定者の検査のために使用し、他の用途での使用はしないでください。

## 7 検査キットの配送

- 配送先は、貴施設になります。原則として東京都内となります。
- 専用Web上でお申込みいただいてから2日程度で配送します。
- 配送日時の指定は出来ませんのでご了承ください（ご不在の場合は、配送業者が持ち帰り再配送します。）。
- 1回の申込で送付可能な検査キット数は、4週間分を上限（10個単位で切り上げ）としますが、施設ごとに検査実施に必要なキット数をお申込みいただくようお願いいたします。  
例：受験予定者9人、週2回実施の場合、80個が上限  
（9人×2回×4週=72キット⇒80に切り上げ）
- 2回目以降の申込みについては、必要となる検査キット数から前回までに配送された検査キットの残存数を差し引いた数をお申込みください。検査結果のご報告がない場合や、配付済の検査キットの利用実績が少ない場合には、お問い合わせさせていただく場合がございます。

## 8 検査に当たっての注意

- 抗原定性検査は、検査キットによりご自身で検体を採取していただきます。採取方法の詳細については製品によって異なるため、使用前に必ず各製品の説明書をよく確認していただき、正しく実施いただくよう受検者へ伝えてください。また、検査は週に2～3回程度実施してください。
- 検査に当たっては、
  - (1) 医師が常駐する施設については、その管理下で検査を実施してください。
  - (2) 医療従事者が不在の場合、施設管理者等は、検査を管理する者（検査実施管理者）となる方の同意を得た上で、検査実施管理者を定めてください。
  - (3) 検査実施管理者は、抗原定性検査を実施するに当たり、必要な検体の採取、判定の方法、その他の注意事項に関する研修を必ず受講してください。詳細については、「別紙2」に記載しています。必ずご確認ください。

## 9 検査後の対応

検査実施後、専用Webフォーム上にある「検査結果報告フォーム」により速やかに検査結果のご報告をお願いします。

また、陽性疑い者については、「陽性疑い者報告フォーム」によるご報告もお願いします。

**※令和4年3月までに検査結果の報告が済んでいない検査につきましても、「検査結果報告フォーム」にてご報告をお願いします。**

## 10 濃厚接触者への対応

- 集中的・定期的検査を実施していただいている施設において、職員が濃厚接触者となった場合に、集中的・定期的検査に使用する検査キットを次の用途にご使用いただくことができます。
  - ① 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった貴施設の職員の方が、待機期間中に、一定の条件（※）のもと、毎日の業務開始前に陰性を確認したうえで業務に従事する場合の検査
  - ② 待機期間解除の判断のため、4日目と5日目に陰性確認を行う場合の検査
- (※) 障害者支援施設等の従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について  
(令和4年3月16日付け厚生労働省事務連絡)  
介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について  
(令和4年3月16日付け厚生労働省事務連絡)  
保育所、幼稚園、小学校等の職員である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について  
(令和4年3月16日厚生労働省・内閣府・文部科学省事務連絡)
- 上記の検査についても**集中的検査**として取扱いますので、検査実施後、専用Webフォーム上にある「検査結果報告フォーム」により速やかに検査結果のご報告をお願いします。
- 濃厚接触者の検査期間は、最終暴露日（陽性者との接触等）から5日目に陰性が確認されるまでとなります。なお、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用、会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策の徹底をお願いいたします。

## 11 ご質問・お問合せ先

ご質問等につきましては、以下までお問合せください。

なお、お問合せの前に、専用Webフォームに掲載する「集中的検査について（Q&A）」をご確認いただけますようお願いいたします。

### 【問合せ先】

東京都集中的検査配送事務局

電話番号 0570-000-027

<開設時間：午前9時から午後6時（土日・祝日も対応）>

※ 検査キットの配送日時に関するご要望、キットの種類の確認には、対応していませんのでご了承ください。

東京都集中的検査についての相談窓口（コールセンター）は、4月7日（木曜日）9時より受付を開始します。それまでは、問合せをお控えいただきますようお願いいたします。